

指定居宅介護支援等事業運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人和江会が開設するわがの里在宅介護支援センター（以下、「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、多様な事業者との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 職員は、居宅介護支援を行うに当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立を行います。
- 4 職員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称	わがの里在宅介護支援センター
所在地	岩手県北上市下江釣子10地割74番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
居宅介護支援を提供します。

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 国民の休日を含む、月曜日から土曜日までとします。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

第4章 同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者及び職員は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（居宅介護支援の内容と提供方法等）

居宅介護支援の内容は次のとおりです。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- (2) 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- (3) 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。
- (6) サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の会議室にて実施します。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者及び職員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。

- 2 事業者及び職員は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 3 事業者及び職員は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業者及び職員は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- 5 事業者及び職員は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、北上市とします。

第11条（利用料及びその他の費用）

指定居宅介護支援の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの負担はないものとします。

- 2 通常の事業実施地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴

収めます。

・自動車を使用した場合 通常の事業実施地域を越えた地点から、1 k m 4 0 円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 職員の服務規程と質の確保

第12条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第7章 その他

第13条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第14条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、誓約書をもって遵守させます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第15条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 職員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

第16条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第17条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連

合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第18条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に訓練（シュミレーション）を交えた研修を行い（年2回以上）介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとします。

第19条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。

また、管理者は、これらの措置を適切に施するための専任の担当者とします。

- (1) 事業者は、虐待防止検討委員会を設けます。その責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待の相談、報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うことができます。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係に報告を行い、再発防止に努めます。

第20条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

- 2 わがの里在宅介護支援センター運営規程(平成12年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。